

社会福祉法人幸仁会 実費弁償内規

社会福祉法人幸仁会の開催する理事会・評議員会・監事監査等のために、社会福祉法人幸仁会の理事・評議員・監事等が要した費用の一部を弁償する主旨でこの規定を定める。ただし、施設長等の施設の職員である法人役員に本規定は適用しない。

- (一) 理事長、理事、評議員、監事等、役員の交通費については、実費額とし、最も経済的な経路及び方法に基づいて計算を行う。ただし、天災等その他やむを得ない事により最も経済的な通常の経路又は方法によって移動し難い場合には実際の経路及び方法によって計算する。(以下、同じ。)
- (二) 理事長、理事、評議員、監事等、役員の役員報酬については、役員会開催時及び監事監査時に 10,000 円を支給する。(ただし、源泉徴収額を差し引いた額とする。以下、同じ。)
- (三) 理事長、理事、評議員、監事等、役員が法人業務及び法人が実施する事業の運営のために業務にあたった場合、下記のとおり日当及び交通費等を支給する。

日当	10,000 円
交通費	実費額
宿泊費	20,000 円 (1泊あたり)

付則

1. 平成12年12月28日改訂
平成24年4月1日より一部改訂 (三)
平成25年1月1日より一部改訂 (二)
平成28年5月23日より一部改正 (一) (二) (三)